

## 板橋区パートナーシップ宣誓制度について

区におけるダイバーシティ&インクルージョン（多様な人々を理解し、認め合い、活かし合うこと）の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減や差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るため令和4年12月に「板橋区パートナーシップ宣誓制度」（以下「区PS制度」という。）の導入を決定した。その後、制度内容について検討を重ね、令和5年11月1日より制度を開始するため報告する。

### 1 根拠規程及び制度内容

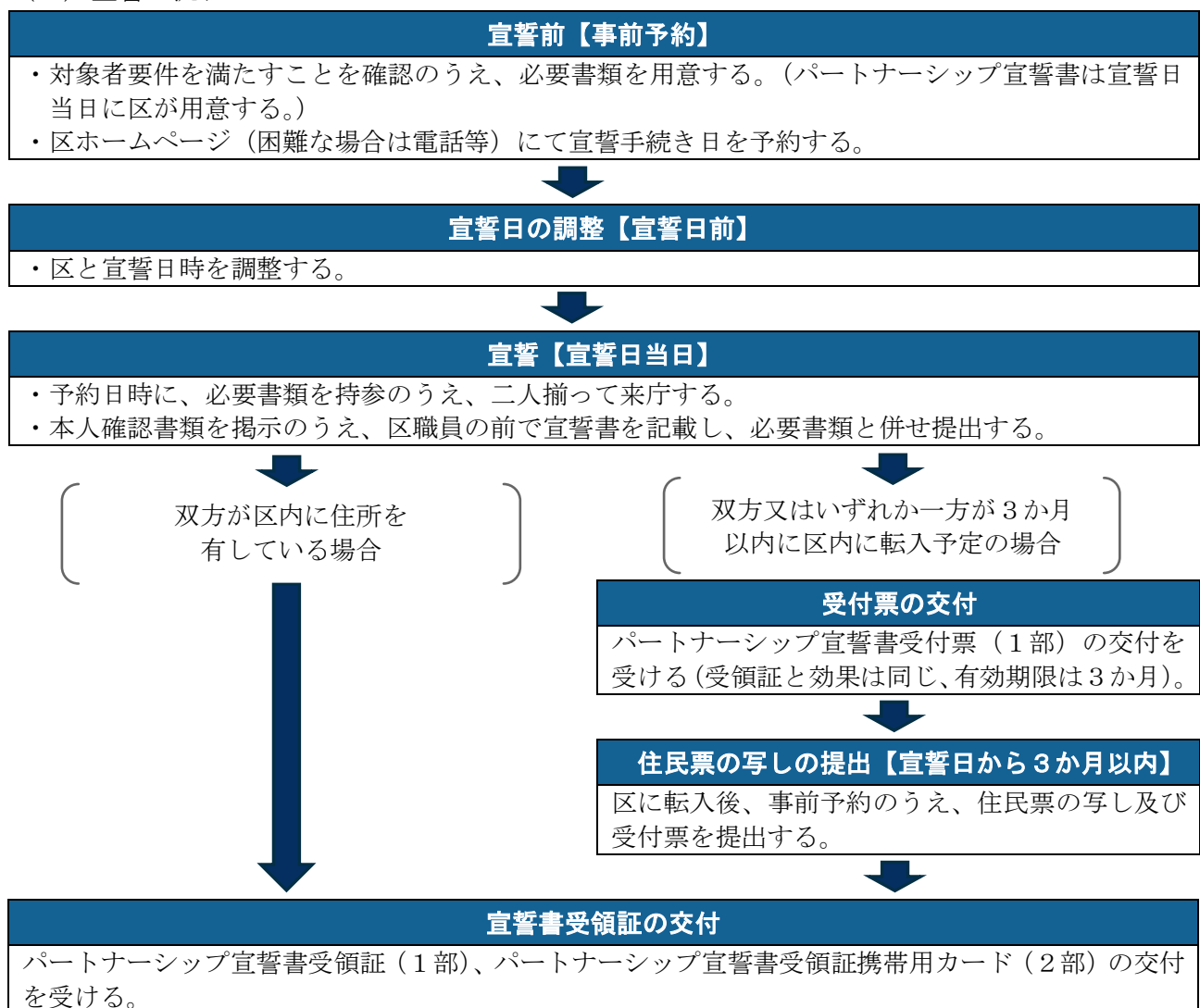
#### (1) 根拠規程名称

「板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

#### (2) 制度内容

別紙「板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」（案）のとおり

#### (3) 宣誓の流れ



## 2 区 PS 制度素案からの主な修正点とその理由

### (1) 宣誓取消時等の受付番号等の公表について【要綱第 8 条・第 9 条】

虚偽その他の不正な方法で宣誓した者や不正に利用した者に対しては、個人情報等を伏せたいうで、受付票の受付番号や受領証の交付番号を公表することができるとしていた。しかし、転出等により失効した受領証等を返還しない者も含めて、受付番号又は交付番号を公表し、受領証等が返還された場合には公表を取り止める。

(理由) 区 PS 制度をより厳格に運用し、制度に対する信頼を担保するため。

### (2) 死亡時の受領証等の返還について【要綱第 9 条】

宣誓者のいずれか一方が死亡した時に、残る宣誓者が失効した受領証等の所持を希望する場合、受領証等の所定欄に失効したことを示す押印又は記載をしたうで、返還を免除する。

(理由) パートナーの死亡後、受領証等の所持を希望する方に配慮するため。

### (3) 受領証等の失効に伴う返還について【要綱第 9 条・第 10 条】

宣誓書、再交付申請書、変更届の提出は対面届出とし、返還届の提出は郵送を認める。また、対面届出の場合は本人確認書類の提示を、郵送の場合は写しの提出を求める。

(理由) 遠方への転出等の場合を考慮するため。

## 3 制度開始日

令和 5 年 11 月 1 日

## 4 制度周知

### (1) 広報いたばし

- ・ 10 月 14 日号：区 PS 制度開始周知（同日、宣誓申込受付開始）

### (2) 区ホームページ

- ・ 区 PS 制度ページ新設（利用者向け手引き等公開、予約受付開始）

### (3) 周知啓発動画放映

- ・ 板橋区公式 YouTube チャンネル
- ・ 区立施設におけるデジタルサイネージ

### (4) 区内民間事業者等への働き掛け

受領証等の活用が想定される区内民間事業者等に制度の周知・働き掛けを行う。

## 5 制度開始に向けた取組

### (1) 区民サービス提供の拡大

東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「都 PS 制度」という。）の受理証明書を活用した区民サービスの提供は現在 6 項目となっており、区 PS 制度導入を契機に区営住宅入居申込など区民サービスの拡大に努めていく。

### (2) 都 PS 制度との連携

区 PS 制度の運用開始に合わせて、都と区において互いの受理証明書（受領証等）を自らが交付する証明書と同様に取り扱う連携協定を締結するため、現在、都と調整している。

## 6 検討経過

年月	区	区議会	都	
令和4年	4月	4/8～4/13 検討開始報告(第1回幹事会※) 4/26 検討開始報告(第1回推進本部※)		
	5月	5/31 第1回パートナーシップ制度検討委員会	5/18 検討開始報告(企画総務委員会)	
	6月	6/1～6/20 パートナーシップ制度区民意識意向調査		6/15 人権尊重条例改正(パートナーシップ宣誓制度新設) ※都営住宅条例も併せて改正
	7月	7/19 第2回パートナーシップ制度検討委員会		
	8月	8/5～8/15 中間のまとめ報告(第3回幹事会) 8/30 第3回パートナーシップ制度検討委員会 8/30 中間のまとめ報告(第3回推進本部)		
	9月		9/27 中間のまとめ報告(企画総務委員会)	
	10月	10/6～10/14 対応方針～検討のまとめ～報告(第4回幹事会)		
	11月	11/7 対応方針～検討のまとめ～報告(第4回推進本部)		11/1 パートナーシップ宣誓制度運用開始
令和5年	4月	4/13～4/21 素案報告(第1回幹事会)		
	5月	5/16 素案報告(第1回推進本部)		
	6月	6/13～6/30 パブリックコメント実施	6/12 素案報告(企画総務委員会)	
	7月	7/7～7/14 パブリックコメント実施結果報告(第2回幹事会)		
	8月	8/1 パブリックコメント実施結果報告(第2回推進本部)	8/23 パブリックコメント実施結果報告(企画総務委員会)	

※推進本部：男女平等参画推進本部、幹事会：男女平等参画推進本部幹事会

### 【参考】

- ・全国のパートナーシップ宣誓制度の導入自治体 328自治体(令和5年6月28日現在)※
- ・全国のパートナーシップ宣誓制度の人口カバー率 70.9%(令和5年6月28日現在)※
- ・東京都パートナーシップ宣誓制度の区民利用者数 52組(うち22組は一方のみ板橋区在住、都全体882組)(令和5年8月末現在)

※出典：渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査